

Yangon Japanese Association

Address: Room No.0908, 9th Floor, Sakura Tower, No.339, Bogyoke Aung San Road, Kyauktada T/S, Yangon, Myanmar. Tel : 09-3153-6921, 094-2108-5893, E-mail : contact@yja-myanmar.org
ホームページ <http://yja-myanmar.org/> 地図 : <https://goo.gl/maps/jAxfySq7y6NZRJb36>



2021年2月23日改定

ヤンゴン日本人会会則

第一条 【名称】

本会はヤンゴン日本人会(英文名:Yangon Japanese Association)と称する。

第二条 【目的】

1. 本会は会員相互の親睦と福祉の増進、子女教育の向上及び日緬両国の親善に寄与することを目的とする。
2. 本会は営利を目的とせず、且つ、政治に関与しない。

第三条 【活動】

本会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 各種運動競技会及び趣味の会の主催、並びに支援。
2. 談話会、講演会の実施、並びに支援。
3. 日本人学校の運営・維持・援助。
4. 日本人クラブ(JAPAN CLUB)の管理・運営。
5. イエウエイ日本人墓地の維持管理・運営。
6. 日本人会会報(PADAUK)等の情報誌、ホームページの維持・更新及び日本人会名簿の編集・発行。
7. 本条の活動を円滑に行うために、第六条に掲げる各役員を置くものとする。各役員は任期の当初、役員会において活動計画を立案、審議、決定し、これを会報その他により会員に連絡し、活動への参加・協力を求める。

第四条 【会員】

1. 本会はミャンマーに在留する日本人とその家族、及び日本人が所属する法人等の組織で構成するものとし、加入に際しては所定の入会届を提出し、別途会計規則で定める会費をジャパン・クラブに納入することで会員資格を得ることが出来る。
2. 個人会員及びその家族は、本会が主催する各種活動へ参加すること、及び日本人クラブ(JAPAN CLUB)等の施設を利用することができる。但し、第五条に定める総会での議決権の行使は、個人会員本人のみがその権利を有する。
3. 役員会で認められたものは、外国籍であったとしても入会することができる。
4. 会員は以下に定める個人会員、法人会員の2種類とする。

(1)個人会員

①一般会員

満18歳以上の在留日本人及びその家族は一般会員として本会へ加入し、総会での議決権1票など会員としての権利を享受することができる。一般会員が満18歳未満の子女を帯同している場合、その子女は総会での議決権の行使を除く会員としての権利を享受できるものとする。

②学生会員

満18歳以上の留学生などの学生は、学生証の提示を条件に学生会員として無料で本会に入会し、一般会員と同等の権利を享受することができる。

Yangon Japanese Association

Address: Room No.0908, 9th Floor, Sakura Tower, No.339, Bogyoke Aung San Road, Kyauktada T/S.
Yangon, Myanmar. Tel : 09-3153-6921, 094-2108-5893, E-mail : contact@yja-myanmar.org
ホームページ <http://yja-myanmar.org/> 地図 : <https://goo.gl/maps/jAxfySq7y6NZRJb36>



(2) 法人会員

- ①法人会員はその組織を代表する1名を法人代表として登録できるものとし、その法人代表及び配偶者は、個人一般会員と同じ権利を享受できるが、個人会費を免除されるものとする。又、法人会員は広報担当役員の承認を得た上で、原則無料で自社の広告を会報(PADAUK)に掲載できるものとする。
- ②日本大使館、独立行政法人、日本人学校は、特例として法人会員の会費を免除するものとするが、法人代表は個人会費を免除されない。

5. 次の場合には退会とみなし、会員資格を失うものとする。

- (1)退会の届け出があった場合。
- (2)個人会員が死亡した場合。
- (3)6月10日(又は役員会において別の日を定めた場合にはいずれか遅い日)現在で会費の納入をしていない場合。ただし納入期間内にヤンゴンに長期に不在にする等、正当な理由があり、会計担当役員が事前にこれを認めた場合は、この限りではない。
- (4)本会会員として相応しくない事由により、役員会の決議で除名された場合。

第五条 【総会・役員会】

1. 本会は総会をもって最高決議機関とする。定時総会は毎年4月、会長がこれを召集する。
2. 臨時総会は、会長或いは役員会が必要と認めた時、これを召集する。
3. 役員会は会長が必要と認めた時、これを召集する。
4. 総会は、会長以下会員総数の四分の一以上の出席者(委任状による出席を含む)によって成立し、役員会は、二分の一以上の出席者(委任状による出席を含む)によって成立する。総会及び役員会の決議は、出席者の過半数の賛成を必要とする。
5. 総会の議長は、会長又は会長が指名し、総会の承認を受けた者がこれを行う。
6. 会員は総会・役員会の決定事項を遵守しなければならない。

第六条 【役員】

本会に名誉会長及び役員を置く。各役員は本会の目的に則した運営基準を設け、その業務を促進する。

1. ミャンマー駐在日本国大使を、本会の名誉会長とする。
2. 役員は会長、副会長、事務局担当、会計担当、監査担当、総務担当、教育担当、広報担当、イベント担当、厚生担当、の合計で35名までとし、役員会を構成する。
3. 役員会は次年度役員を会報にて公募し、且つ又、自薦・他薦者の中から次年度会長を選抜し、次期会長は会員より次期役員を選考し、総会にて信任を得るものとする。
4. 役員の新設、廃止、統合については、役員会の承認を得て決定する。
5. 役員の任期は1カ年(4月から翌3月)とし、再任を妨げない。
6. 任期途中で帰国等の理由により、役員の新任等欠員が生じた場合は、役員会はその後任に現役員を兼任させるか又は会員より適宜選考し決定する。会長が退任の場合、何れかの副会長が役員会の承認を得て直ちに就任するものとする。

Yangon Japanese Association

Address: Room No.0908, 9th Floor, Sakura Tower, No.339, Bogyoke Aung San Road, Kyauktada T/S.
Yangon, Myanmar. Tel : 09-3153-6921, 094-2108-5893, E-mail : contact@yja-myanmar.org
ホームページ <http://yja-myanmar.org/> 地図 : <https://goo.gl/maps/jAxfySq7y6NZRJb36>



第七条 【役員業務】

各役員は次の業務を担当する。

1. 会長は、本会を代表し業務を総理する。又、ヤンゴン日本人学校運営委員長は、会長が指名する役員とする。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは相互の協議に依り、何れか1名が会長代行に就任する。
3. 事務局は、総会・役員会の開催、議事録の整理・保管、入会・退会を含む会員名簿の管理、及びその他一般業務を担当する。
4. 会計担当は、本会の予算編成、収納、支出、決算及び会計関連業務を担当する。
5. 監査担当は、会計の監査を担当する。
6. 総務担当は、イエウエイ日本人墓地の維持管理、日本人クラブ及びサークル活動の管理・運営など他の役員の担当に属さない日本人会全体の活動につき、企画・立案・実施を担当又は補佐する。
7. 教育担当は、日本人学校の運営委員として日本人学校職員と協力し、学校関連行事の企画・立案・実施を担当或いは補佐する。
8. 広報担当は、会員への連絡・広報を担当し、会報の発行、ホームページの更新、及びトピックスの発信等により本会の活動の広報を担当する。
9. イベント担当は、各種イベント等、会員を対象とする文化的行事、あるいは対内・対外スポーツ行事の企画・立案・実施を担当する。
10. 厚生担当は、会員を対象とした厚生問題に関連する相談・忠告等を担当する。

各担当役員は役員会の承認を得て委員会或いは部会を設置し、その担当業務と権限を適宜他の会員に委譲できるものとする。

第八条 【会費】

本会の運営資金は会費及び寄付金収入によるものとし、会費については付則会計規則に定める。

第九条 【その他】

本会則及び各規則、規約は、各年度内に役員会において現状に則していることを確認し、必要な場合は改訂するものとする。会長は改訂内容が重要なものであると判断した場合には、総会の決議を求めるものとする。

以上

1975年07月01日改訂 1980年04月01日改訂 1982年04月11日改訂 2011年06月28日改訂
1990年04月24日改訂 1994年04月01日改訂 1996年04月24日改訂 2014年01月21日改訂
1997年04月25日改訂 1999年04月28日改訂 2002年04月25日改訂 2014年03月11日改訂
2005年10月25日改訂 2006年04月04日改訂 2008年04月08日改訂 2017年03月25日改訂
2017年09月15日改訂 2018年03月23日改訂 2018年05月22日改訂 2018年09月25日改訂
2019年03月26日改訂 2020年03月24日改訂 2020年04月28日改訂